

証券コード 8945  
平成28年9月6日

株 主 各 位

東京都新宿区筈笥町35番地  
日本社宅サービス株式会社  
代表取締役社長 笹 晃 弘

## 第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成28年9月27日（火曜日）午後6時30分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年9月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷本村町4番1号  
ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階瑠璃の間  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第18期（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第18期（平成27年7月1日から平成28年6月30日まで）計算書類報告の件

## 決議事項

- |       |   |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                                |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                                |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件                               |
| 第4号議案 | 取締役に対するストックオプション報酬額改定の件                 |
| 第5号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件             |
| 第6号議案 | 当社子会社の取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件     |
| 第7号議案 | 当社及び当社子会社の従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件 |

## 4. 招集にあたっての決定事項

次頁【インターネットによる議決権行使のお手続きについて】をご参照ください。

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合の周知方法  
株主総会参考書類及び添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.syataku.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc. の商標又は登録商標です。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成28年9月27日（火曜日）の午後6時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotet.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

## 5. システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

以上

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀の金融緩和政策を背景に企業収益や雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調で推移したものの、一方で、新興国における景気の減速や海外経済の不確実性の高まりもあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、持続的成長を確実なものにするために、①ストックビジネスをベースにした継続的かつ安定的な成長、②お客様にとって価値が更に広がるような付加価値の高いサービスの創造、③機能分化による意思決定と人材育成の早期化の3つの戦略を掲げ、基盤事業の収益を強化するとともに、成長が期待される分野への取り組みを強化してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は70億18百万円（前年同期比5.9%増）、営業利益は6億15百万円（同0.6%増）、経常利益は6億48百万円（同1.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億23百万円（同7.3%増）となりました。

#### i) 社宅管理事務代行业業

社宅管理事務代行业業においては、社宅アウトソーシングのサービスブランドである『しゃたくさん』における管理件数が、既存顧客を含めて順調に増加したことに加え、企業向けのマイナンバー交付に関わる管理サービスを新たに開始したことや、アウトソーシング周辺の付帯サービスが増加したことにより、売上高は36億55百万円（前年同期比10.3%増）となりました。

利益面では、売上の増加にともなう収益の増加があった一方で、事業規模拡大にともなう人員数の増加や政策的な従業員への還元など、人件費が増加したことにより、営業利益は5億28百万円（同0.5%減）となりました。なお計画対比では、当初計画した採用人員数の充足に至らず、利益計画に対する実績の押し上げ要因となりました。

## ii) 施設総合管理事業

施設総合管理事業においては、新規のマンション管理組合からの受注（リプレイス）により管理組合棟数は増加したものの、前期に発生した管理物件等の解約の影響から、管理収入は前年同期を下回ることとなりました。一方で、修繕工事関連の売上については、建物の保守点検による不具合箇所の修繕工事や新たに事業化した専有部リフォーム等の改修工事が増加したこと、及び不動産事業におけるマンションの買取・再販等を強化したことから、売上高は33億62百万円（前年同期比1.4%増）となり、全体を押し上げる形となりました。

利益面では、お客様に良質なサービスを提供するための体制整備とあわせて人員増強のためのコストが増加しましたが、内部管理体制の整備費用等の減少があったことから、営業利益は84百万円（同7.2%増）となりました。

なお、一部施設（設備）投資案件の未執行などから、当初計画より増益となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、1億44百万円であります。その主な内容は、社宅管理事務代行業における品質の向上及び業務効率のため導入した電話設備40百万円、契約手続きなどの業務効率から構築した管理システム31百万円及びマイナンバー制度関連における自社開発システム16百万円などによるものであります。なお、設備投資の総額には、ソフトウェア仮勘定を含めております。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社グループは、社宅管理事務代行サービスや人事・総務関連の総合アウトソーシングサービス、施設総合管理サービスなどを展開するトータル・アウトソーシング・サービスのリーディングカンパニーとして、次のスタンダードとなる新たな価値・サービスを創造していくとともに、お客様にとっての最良のパートナーとして、持続的成長を実現してまいります。

当社グループでは以下の4点を企業集団共通の対処すべき課題と認識し、取り組んでおります。

- ① 将来の中核事業となるような第3、第4のビジネスの創出と育成
- ② 中核人材の育成と次世代人材の育成
- ③ ホールディングス体制への変革
- ④ 経営スピードの加速化

株主の皆様には、今後とも、当社グループに格別のご理解と、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (平成25年 6 月期)	第 16 期 (平成26年 6 月期)	第 17 期 (平成27年 6 月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (平成28年 6 月期)
売 上 高 (千円)	6,146,077	6,383,452	6,629,976	7,018,565
営 業 利 益 (千円)	440,658	548,819	612,354	615,739
経 常 利 益 (千円)	467,715	605,556	655,754	648,458
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	211,162	305,900	394,816	423,730
1株当たり当期純利益 (円)	53.52	76.46	94.45	99.84
総 資 産 (千円)	4,778,339	5,070,172	5,595,610	6,018,672
純 資 産 (千円)	2,007,012	2,302,011	3,135,512	3,631,075
1株当たり純資産 (円)	493.34	561.46	735.73	828.30

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (平成25年 6 月期)	第 16 期 (平成26年 6 月期)	第 17 期 (平成27年 6 月期)	第 18 期 (当事業年度) (平成28年 6 月期)
売 上 高 (千円)	2,987,848	3,161,923	3,372,446	3,731,471
営 業 利 益 (千円)	336,659	381,166	530,572	528,037
経 常 利 益 (千円)	362,146	426,530	568,858	550,046
当 期 純 利 益 (千円)	184,422	251,722	346,547	358,181
1株当たり当期純利益 (円)	46.74	62.92	82.91	84.39
総 資 産 (千円)	3,711,898	3,962,640	4,694,412	4,804,142
純 資 産 (千円)	1,817,427	2,058,204	2,843,706	3,273,721
1株当たり純資産 (円)	445.65	501.01	666.75	745.02

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ダイワード株式会社 ※	100,000千円	100.0%	マンション等施設管理、 修繕工事他

※ ダイワード株式会社は、平成28年7月1日にクラシテ株式会社に社名変更しております。

## (7) 主要な事業内容（平成28年6月30日現在）

当社グループは、社宅管理事務代行業及び施設総合管理事業の2事業を主要な事業としております。

### <社宅管理事務代行業>

社宅管理事務代行業は、顧客企業に対して社宅・寮及び駐車場の社宅事務業務をアウトソーシング事業として行うものであります。具体的には顧客企業に対して借上社宅物件の紹介、契約・入居手続、家賃の支払い、退去時における原状回復費用のチェック等の社宅管理事務代行サービスを提供しております。

### <施設総合管理事業>

施設総合管理事業は、分譲マンションを中心とした施設管理を基盤に、そこから派生する修繕工事までのトータルマネジメントサービスを提供しております。

当事業は、管理組合との管理受託契約に基づく管理棟数及び管理戸数をベースとした管理収入に加え、そこから派生する修繕工事等の付帯サービスを取り込むことによって売上高が増加いたします。

## (8) 主要な事業所（平成28年6月30日現在）

### ① 当社

本社 東京都新宿区笹笥町35番地  
第1オペレーションセンター 東京都新宿区  
第2オペレーションセンター 北海道札幌市  
SUNNEXTAアーカイブズ 東京都立川市

### ② 子会社

ダイワード株式会社  
本社 東京都新宿区笹笥町35番地  
事業所 東京 東京都新宿区  
横浜 神奈川県横浜市  
東関東 千葉県船橋市  
沖縄 沖縄県那覇市  
宇都宮 栃木県宇都宮市  
土浦 茨城県土浦市

## (9) 従業員の状況（平成28年6月30日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
社宅管理事務代行業	288 (135) 名	+13 (+ 1) 名
施設総合管理事業	302 (199) 名	△5 (△10) 名
合計	590 (334) 名	+8 (△9) 名

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、( ) 内の臨時従業員数（パートタイマー、派遣社員を含む）は、年間平均人数を記載しております。  
2. 施設総合管理事業の従業員数には、嘱託社員及び管理員等社員等139名を含んでおります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
288 (135) 名	+13 (+ 1) 名	38.2 歳	5.4 年

- (注) 従業員数は、就業人員数であり、( ) 内の臨時従業員数（パートタイマー、派遣社員を含む）は、年間平均人数を記載しております。

## (10) 主要な借入先の状況（平成28年6月30日現在）

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,800,000株  
(2) 発行済株式の総数 6,303,200株（自己株式 2,012,213株を含む）  
(3) 株主数 1,721名  
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
笹 晃 弘	435,300株	10.15%
株式会社ベネフィット・ワン	389,000株	9.07%
SUNNEXTAグループ 従業員持株会	176,900株	4.12%
MSIP CLIENT SECURITIES	156,900株	3.66%
高 橋 慧	146,800株	3.42%
水 元 公 仁	112,100株	2.61%
正 木 秀 和	93,000株	2.17%
株式会社SBI証券	92,900株	2.17%
東京海上日動火災保険株式会社	90,000株	2.10%
竹 内 理 人	80,000株	1.86%

- (注) 1. 当社は、自己株式 2,012,213株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における（新株発行方式による）新株予約権行使の結果、発行済株式の総数が60,700株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成28年6月30日現在）

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

当社が会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、職務の執行の対価として発行した新株予約権の状況は以下の通りであります。

名称	新株予約権の割当日	新株予約権の個数及び1個当たりの株式数	目的となる株式の種類及び数	発行価額（新株予約権1個当たり）	行使価額（株式1株当たり）	行使期間
第7回 新株予約権	平成24年 6月12日	375個 (1個当たり 200株)	普通株式 75,000株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	平成24年6月12日から平成54年6月11日まで
第10回 新株予約権	平成24年 10月25日	344個 (1個当たり 200株)	普通株式 68,800株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	平成24年10月26日から平成54年10月25日まで
第11回 新株予約権	平成27年 10月30日	2,173個 (1個当たり 100株)	普通株式 217,300株	無償	702円	平成27年10月31日から平成30年10月30日まで
第13回 新株予約権	平成27年 10月30日	183個 (1個当たり 200株)	普通株式 36,600株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	平成27年10月30日から平成57年10月30日まで
第15回 新株予約権	平成28年 4月14日	71個 (1個当たり 200株)	普通株式 14,200株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	平成28年4月15日から平成58年4月14日まで

名称	新株予約権の割当日	新株予約権の個数及び1個当たりの株式数	目的となる株式の種類及び数	発行価額(新株予約権1個当たり)	行使価額(株式1株当たり)	行使期間
第16回新株予約権	平成28年4月14日	0個 (1個当たり200株)	普通株式 0株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	平成28年4月15日から平成30年4月14日まで
第17回新株予約権	平成28年4月14日	11個 (1個当たり200株)	普通株式 2,200株	無償	1円 ※同新株予約権の払込金額は無償、行使の際の出資される財産価額は1円とする。	平成28年4月15日から平成58年4月14日まで

(注) 上記表の株式数は、以下の株式分割の分割後の株式数に換算して記載しております。  
平成24年5月1日付株式分割(株式1株につき2株)

## (2) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権

名称	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	取締役 社外取締役		監査役 社外監査役	
			保有人数	個数	保有人数	個数
第7回新株予約権	375個	普通株式 75,000株	4人 1人	315個 30個	0人 1人	0個 30個
第10回新株予約権	344個	普通株式 68,800株	4人 1人	300個 22個	0人 1人	0個 22個
第13回新株予約権	183個	普通株式 36,600株	4人 2人	148個 10個	1人 1人	19個 6個
第15回新株予約権	71個	普通株式 14,200株	4人 0人	57個 0個	1人 1人	11個 3個

## (3) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員並びに当社子会社の役員及び従業員に交付した新株予約権の状況

名称	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	交付人数	
第11回新株予約権	2,537個	普通株式 253,700株	当社従業員(当社執行役員含む) 当社子会社従業員	245人 139人
第16回新株予約権	15個	普通株式 3,000株	当社子会社取締役	2人
第17回新株予約権	11個	普通株式 2,200株	当社子会社取締役	2人

#### 4. 会社役員に関する事項（平成28年6月30日現在）

##### (1) 取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	笹 晃 弘		ダイワード(株) 代表取締役社長 (株)スリーS 代表取締役社長
常務取締役	石 上 明 子	BPO事業本部 統括 オペレーション グループグル ープ長	
常務取締役	竹 村 清 紀	管理部門統括	ダイワード(株) 常務取締役 (株)スリーS 取締役
取 締 役	高 木 章	事業開発部門統 括兼マーケティング 担当及び人事 担当	(株)スリーS 取締役
取 締 役	長 山 宏		公認会計士・税理士 (株)カクシン 代表取締役 法政大学専門職大学院イノベー ション・マネジメント研究科 特任講師
取 締 役	青 淵 正 幸		立教大学経営学部ビジネスデザ イン研究科 准教授
常勤監査役	碩 修 身		ダイワード(株) 監査役 (株)スリーS 監査役
監 査 役	中 西 康 晴		弁護士 (扶桑合同法律事務所パートナ ー)
監 査 役	笹 本 憲 一		公認会計士・税理士 (監査法人A&A パートナ ー)

- (注) 1. 常務取締役の竹村清紀氏は、当社の管理部門の統括として、総務グループ、経理財務グループ及び情報システムグループを管掌しております。
2. 取締役長山宏及び青淵正幸の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役中西康晴及び笹本憲一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役笹本憲一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役長山宏、青淵正幸及び社外監査役笹本憲一の各氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 平成27年9月25日開催の第17期定時株主総会において、次の通り異動になりました。  
(就任) 取締役 青淵 正幸氏
7. 当社は意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化等を図るため、執行役員制度を導入いたしております。当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

氏 名	地 位	担 当 業 務
小 山 長 規	執 行 役 員	ネットワーク運営グループ グループ長
石 上 敦 司	執 行 役 員	マーケティンググループ グループ長
市 原 康 太 郎	執 行 役 員	情報システムグループ グループ長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づき損害賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 ( 2名)	90,529千円 ( 4,095千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 ( 2名)	16,170千円 ( 6,120千円)
合 計	9名	106,699千円

(注) 1. 当社役員の報酬については、平成24年9月27日開催の第14期定時株主総会において、役員賞与を含めた取締役の報酬額等を年額200,000千円以内、役員賞与を含めた監査役の報酬額等を年額100,000千円以内としてご承認をいただいております。また、平成23年9月28日開催の第13期定時株主総会においては、これらとは別枠で株式報酬型ストックオプションによる当社の取締役及び監査役の報酬等の額として、取締役については年額100,000千円以内（うち、社外取締役分は2,000千円以内）、監査役については年額50,000千円以内（うち、社外監査役分は4,000千円以内）とする報酬限度額のご承認をいただいております。

2. 上記の取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額には、役員賞与引当金繰入額による報酬額が含まれております。

・役員賞与引当金繰入額

取締役 4名 20,854千円

## (4) 社外役員に関する事項

### ①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

「(1) 取締役及び監査役に関する事項」に記載の通りであり、記載すべき関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

当社の各社外取締役及び各社外監査役の当事業年度における主な活動状況は以下の通りであります。

区分	氏名	取締役会又は監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	長山 宏	当事業年度の取締役会全15回中13回出席。	独立性のある立場から、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

区分	氏名	取締役会又は監査役会への出席状況	主な活動状況
社外取締役	青淵 正幸	平成27年9月の就任後に開催された当事業年度の取締役会全11回中10回出席。	大学准教授の立場から、当社取締役会への意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	中西 康晴	当事業年度の取締役会全15回中13回出席。また監査役会は全14回中14回出席。	弁護士の立場から、必要に応じ、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。
社外監査役	笹本 憲一	当事業年度の取締役会全15回中12回出席。また監査役会は全14回中14回出席。	公認会計士及び税理士の立場から、必要に応じ、経営全般にわたり、客観的な立場で意見及び発言を行っております。

(注) 社外取締役青淵正幸氏につきましては、平成27年9月25日就任後の状況を記載しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、過年度の監査計画による監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び当社の事業規模並びに業務の特性等を勘案し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的事項とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、アウトソーシングサービス産業の一員として、グループ会社の企業活動を支えている全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期にわたり持続性の高い成長を遂げていくために、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠と認識しております。平成28年6月には当社のコーポレートガバナンスの考え方や枠組みを示し、全ての役職員の行動の指針として「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定いたしました。当該方針を踏まえ、「内部統制システム構築の基本方針」を以下の通り決定し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、安心と信頼を高め、企業価値の向上を図ってまいります。

### 内部統制システム構築の基本方針

#### (1) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員に期待する行動指針の一つとして行動規範を定めて周知徹底し、高い倫理観と社会的良識をもって行動する企業風土を醸成し、堅持する。コンプライアンス体制の構築・維持については、本社に担当役員を任命し、取組む。

担当役員は、当社及び当社子会社の取締役及び従業員の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進し、管理する。各部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。

当社及びグループ会社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対しては、社内相談・通報窓口であるホットラインと、社外通報窓口であるコンプライアンス・ホットラインの2つの形態を設置し、内部通報しやすくする環境を整備する。併せて通報したことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

内部監査室は、法令及び定款の遵守状況の有効性について監査を行う。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、総務部門を管掌する取締役を担当役員とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を社内規程において定める。責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存・管理する。その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

### (3) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。

内部監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

### (4) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び従業員は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。

反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、行動規範等において反社会的勢力との関わりについて定め、情報収集や社内研修の実施を通して反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組む。

反社会的勢力に対しては、総務部門を担当部署とし、情報を一元管理するとともに、警察等の外部機関の連携強化に努め、情報収集や社内研修の実施を通して、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

### (5) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体の経営上のリスクの分析及び対策については、適切なリスクマネジメントを行うために全社的なリスク管理に関する規程を定め、必要な管理機構を整備し、リスクの抽出と評価、その対応について統合的に点検管理し改善を推進する。取締役会では、明示的に抽出されたグループ全体のリスクの状況についてモニタリングを行うとともに、経営資源配分等に結び付けて体系的に統合管理を推進する。実態的にリスク管理する機構については、全社リスク管理委員会を担当委員会として位置付け、日常的・継続的なビジネスリスクのモニタリングを担う下部機関として部門リスク管理委員会を設置して業務執行に係る各種リスクを統合管理する。

経営上の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機など、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。

**(6) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社及び当社子会社において定時取締役会を月1回開催し、業務遂行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、経営会議を月1回以上開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。

当社は、当社の職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行い、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとする。業務管理に関しては、当社グループ全体の中期経営計画を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、その達成に向けた対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。

**(7) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

子会社の取締役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行に関し、事業全般に対して責任あるガバナンスが確保できるよう監督を行う。グループ企業に共通する管理機構の制定、整備及びグループ経営に関する事項全般の統括は、管理部門がこれにあたる。グループ企業の経営については、その自主性を尊重するとともに、主管部門との間で事業内容及び業績について定期的な報告を行い、重要事項については事前協議を行う。

また、監査役及び内部監査部門は定期的な監査を行い、必要に応じて監査役会と適切な連携をとるものとする。

**(8) 監査役がその職務を補助すべき従業員をおくことを求めた場合における当該従業員に関する事項**

監査役の職務を補助すべき従業員を置き、対応することとする。

**(9) 前号の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、内部監査室の従業員はその要請に関して取締役及び上長の指示命令を受けない。また、当該従業員の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とする。

#### (10) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、当社及び当社子会社の取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。当社及び当社子会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。

また、監査役はいつでも必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。

なお、監査役へ報告をしたこれらの者に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益をも課してはならない。

#### (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

また、監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い等の処理については、速やかに当該費用又は債務を処理する。

### 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

#### (1) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

平成28年6月、当社のコーポレートガバナンスの考え方や枠組みを示し、全ての役職員の行動の指針となる「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定しました。

当社は、当社及び子会社におけるステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動等について、会社としての価値観を示し、

行動規範等を定め実践しています。また、コンプライアンス違反の防止及び早期発見、自浄プロセス機動性の向上のために、コンプライアンス・ホットラインを設置し、安心して相談できる窓口として機能させております。

また、法令及び定款の遵守状況の有効性については、内部監査室にて当社及び当社子会社の監査を実施しています。

コンプライアンスに関する事象は、毎月開催する経営会議へ報告がなされ、相互牽制によるモニタリングの仕組みが運用されています。

## **(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、社内規程に従い適正に保存され、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制となっています。

また、重要会議体の議事録は適法に作成され、保存及び管理がなされています。

## **(3) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部統制システムは定期的に見直しを図り、当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施し、取締役会にて確認しております。

また、内部監査室は監査を実施し、是正・改善の必要があれば、部門にて対応の上、報告を受け、対処しております。

## **(4) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

反社会的勢力に対しては、基本方針を社内外に示すとともに、外部専門機関との連携により情報収集を行い、当該取引を未然に防止し、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築しております。

## **(5) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

取締役会では、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、個人情報等に関わるリスクについて、統合的リスク管理の下、必要な対応策の制定及び実施状況の監督等を行っております。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、総務部門が担っており、経営上の不測の事態に備え、体制を整備しております。

**(6) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。なお当社は、コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、平成27年9月開催の第17期定時株主総会にて、新任取締役1名を加えた計2名の社外取締役を選任し、社外取締役を2名体制としております。

取締役会は16回（うち書面開催1回）を開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行っております。

また、当社グループの中期経営計画は、市場環境等を踏まえ見直しを実施し、第17期は平成26年8月12日に開示しております。

**(7) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

子会社の事業内容及び業績は取締役会にて定期的に報告を受け、重要事項は事前協議を行っております。また内部監査室は、子会社の監査を行い、グループ経営に則したモニタリングを実施しております。

**(8) 監査役がその職務を補助すべき従業員をおくことを求めた場合における当該従業員に関する事項**

監査役付として1名の補助者を充てております。

**(9) 前号の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき従業員は他部署を兼務せず、取締役から独立して監査役の指示に基づき補助業務を行っております。

**(10) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

当社の監査役会は社外監査役2名を含む監査役3名で構成し、監査役会は計14回開催し、協議及び決議を行っております。監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、情報提供や報告を求め、取締役会等の重要な会議では、取締役は担当業務の執行状況の報告を行っております。

また、内部通報規程では、報告を行った者に対する不利益な取扱いの禁止を規定し、当該規定は監査役への報告についても同様であり、報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止しています。

**(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、代表取締役、各取締役、及び会計監査人等と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況について意見交換を行っております。

また、監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関しては、監査役監査基準に規定し、監査役と合意の上、予算計上を行っております。

**8. 株式会社の支配に関する基本方針**

記載すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>4,050,331</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,972,643</b>
現金及び預金	2,065,366	買掛金	249,544
売掛金	243,880	未払金	348,140
未収入金	196,031	未払法人税等	186,213
営業立替金	1,363,760	営業預り金	596,292
商品	30,303	預り金	41,401
販売用不動産	32,500	前受金	316,105
仕掛品	1,273	賞与引当金	34,548
原材料及び貯蔵品	4,679	役員賞与引当金	25,129
繰延税金資産	45,791	その他	175,268
その他	69,519		
貸倒引当金	△2,774		
<b>固定資産</b>	<b>1,968,341</b>	<b>固定負債</b>	<b>414,953</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>136,269</b>	退職給付に係る負債	192,624
建物	33,982	繰延税金負債	218,357
工具器具備品	76,343	その他	3,972
土地	20,697		
リース資産	5,245	<b>負債合計</b>	<b>2,387,597</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>184,488</b>	<b>純資産の部</b>	
その他	184,488	株主資本	2,941,898
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,647,583</b>	資本金	666,521
投資有価証券	1,104,416	資本剰余金	471,828
長期貸付金	196,000	利益剰余金	2,515,837
関係会社株式	3,000	自己株式	△712,288
繰延税金資産	83,964	その他の包括利益累計額	612,349
その他	305,202	その他有価証券評価差額金	612,349
貸倒引当金	△45,000	新株予約権	76,827
		<b>純資産合計</b>	<b>3,631,075</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,018,672</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,018,672</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		7,018,565
売上原価		5,619,130
売上総利益		1,399,435
販売費及び一般管理費		783,695
営業利益		615,739
営業外収益		
受取利息	3,275	
受取配当金	14,097	
投資事業組合運用益	1,738	
補助金収入	12,716	
その他	1,608	33,437
営業外費用		
支払補償費	630	
その他	87	717
経常利益		648,458
特別利益		
有価証券売却益	68,601	
関係会社株式売却益	1,095	
新株予約権戻入益	1,938	71,635
特別損失		
固定資産除却損	4,775	
関係会社株式評価損	5,140	
貸倒引当金繰入額	45,000	
災害義援金等	8,070	62,986
税金等調整前当期純利益		657,107
法人税、住民税及び事業税	279,832	
法人税等調整額	△46,454	233,377
当期純利益		423,730
親会社株主に帰属する当期純利益		423,730

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年7月1日残高	643,150	448,457	2,197,866	△712,233	2,577,240
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	23,370	23,370			46,741
剰余金の配当			△105,758		△105,758
親会社株主に帰属する当期純利益			423,730		423,730
自己株式の取得				△55	△55
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)					
連結会計年度中 の変動額合計	23,370	23,370	317,971	△55	364,657
平成28年6月30日残高	666,521	471,828	2,515,837	△712,288	2,941,898

	その他の 包括利益累計額 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	平成27年7月1日残高		
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			46,741
剰余金の配当			△105,758
親会社株主に帰属する当期純利益			423,730
自己株式の取得			△55
株主資本以外の項目 の連結会計年度中 の変動額(純額)	77,167	53,739	130,906
連結会計年度中 の変動額合計	77,167	53,739	495,563
平成28年6月30日残高	612,349	76,827	3,631,075

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	1社	ダイワード株式会社
非連結子会社の数	1社	サンネクスタリーシング株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

連結を適用していない非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等からみて、連結の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

なお、ダイワード株式会社は、平成28年7月1日にクラシテ株式会社に社名変更しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の数	2社
会社等の名称	サンネクスタリーシング株式会社（非連結子会社） 株式会社スリーS（関連会社）

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日において入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## 2) たな卸資産

商品	主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
販売用不動産	主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
仕掛品	主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
貯蔵品	最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 1) 有形固定資産  
(リース資産を除く)

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建物（建物附属設備は除く）

  - イ 平成10年3月31日以前に取得したもの  
旧定率法
  - ロ 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの  
旧定額法
  - ハ 平成19年4月1日以降に取得したもの  
定額法

建物以外

  - イ 平成19年3月31日以前に取得したもの  
旧定率法
  - ロ 平成19年4月1日以降に取得したもの  
定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を適用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、支出時に費用処理しております。
- 2) 無形固定資産  
(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～8年）に基づく定額法によっております。
- 3) リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

- |            |  |
|------------|--|
| 1) 貸倒引当金   | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 2) 賞与引当金   | 従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。   |
| 3) 役員賞与引当金 | 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。  |

### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 294,587千円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	6,242,500	60,700	—	6,303,200

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加60,700株は、ストックオプションの行使による増加であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	2,012,148	65	—	2,012,213

(注) 普通株式の自己株式の増加65株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年9月25日 定時株主総会	普通株式	105,758	25	平成27年6月30日	平成27年9月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年9月28日 定時株主総会	普通株式	145,893	利益剰余金	34	平成28年6月30日	平成28年9月29日

(4) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	第 7 回 ストックオプション	第 10 回 ストックオプション	第 11 回 ストックオプション
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	75,000株	68,800株	217,300株
新株予約権の残高	375個	344個	2,173個

	第 13 回 ストックオプション	第 15 回 ストックオプション	第 17 回 ストックオプション
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	36,600株	14,200株	2,200株
新株予約権の残高	183個	71個	11個

## 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定し、また、短期的な資金調達については銀行借入による方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金及び営業立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、関係会社に対する債権等であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、前受金及び営業預り金は、そのほとんどが1年以内に支払期日が到来し、その支払期日に支払いができなくなる流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、原則として当該債権の取扱い部門が主管部門となり、取引先の業績状況等を定期的にモニタリングするとともに、その取引先の回収期日及び残高等を管理し、回収懸念の早期把握や軽減を図るための管理体制をとっております。また、長期貸付金は、貸付先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券のうち上場株式については、主に業務上で関係を有する企業の株式であり、毎月時価の把握を行っており、四半期決算ごとに把握された時価について取締役会等の会議体に報告されております。

3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

借入金は、そのほとんどが社宅管理事務代行業にとりなう一ヵ月未満の短期借入金であり、事務代行の処理に合わせて資金繰り管理を実施しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,065,366	2,065,366	-
(2) 売掛金	243,880	243,880	-
(3) 未収入金	196,031	196,031	-
(4) 営業立替金	1,363,760	1,363,760	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	1,099,890	1,099,890	-
(6) 長期貸付金	196,000		
貸倒引当金(*)	△45,000		
	151,000	151,000	-
資産計	5,119,930	5,119,930	-
(1) 買掛金	249,544	249,544	-
(2) 未払金	348,140	348,140	-
(3) 営業預り金	596,292	596,292	-
(4) 前受金	316,105	316,105	-
負債計	1,510,082	1,510,082	-

(\*) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額としております。

(2) 売掛金、(3) 未収入金、並びに(4) 営業立替金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によるものとしております。

(6) 長期貸付金

長期貸付金は、関係会社によるものであり、回収見込額に基づいて貸倒引当金を設定しているため、時価については連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

## 負債

### (1)買掛金、(2)未払金、(3)営業預り金、並びに(4)前受金

これらは、そのほとんどが1年以内の短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	
関係会社株式	3,000
その他	1,160
投資事業組合出資金	3,365

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 828円 30銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 99円 84銭  |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

### (自己株式の消却)

当社は、平成28年8月10日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

#### (1) 自己株式の消却を行う理由

自己株式を消却することにより、資本効率の向上を目指し、また、発行済株式総数の減少を通じて株主利益の増大を図ることを目的に実施するものであります。

#### (2) 自己株式消却に関する内容

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| ①消却する株式の種類 | 当社普通株式                   |
| ②消却する株式の数  | 1,200,000株               |
|            | ※消却前発行済株式総数に対する割合 19.04% |
| ③消却予定日     | 平成28年8月31日               |

### (重要な子会社等の設立)

#### (クラシテ不動産株式会社の設立)

当社子会社であるダイワード株式会社（平成28年7月1日付クラシテ株式会社に商号変更、以下「クラシテ株式会社」という。）は、平成28年6月14日開催の取締役会において、不動産事業を目的とする子会社の設立を決議し、平成28年7月1日付でクラシテ不動産株式会社を設立いたしました。

(1) 設立の目的

従来、クラシテ株式会社で行っていた管理マンション専有部の賃貸仲介・売買仲介及び買取再販を主として行うと共に、クラシテ株式会社管理物件以外の不動産を取扱い、収益の拡大を行うものであります。

(2) 設立会社の概要

- ① 商号 クラシテ不動産株式会社 CLASSITE REAL ESTATE Inc.
- ② 代表者 蘆澤 文仁
- ③ 所在地 東京都新宿区笹笥町35番地
- ④ 設立年月 平成28年7月1日
- ⑤ 営業開始年月 平成28年10月（予定）
- ⑥ 事業の内容 不動産の管理並びに売買・交換・賃貸及びその仲介
- ⑦ 決算期 6月期
- ⑧ 資本金 30百万円
- ⑨ 株主構成 クラシテ株式会社 100%

(クラシテリノベーション株式会社の設立)

当社子会社であるダイワード株式会社（平成28年7月1日付でクラシテ株式会社へ商号変更、以下「クラシテ株式会社」という。）は、平成28年6月14日開催の取締役会において、専有部リフォーム事業を目的とする子会社の設立を決議し、平成28年7月1日付でクラシテリノベーション株式会社を設立いたしました。

(1) 設立の目的

従来、クラシテ株式会社で行っていた専有部リフォーム事業を主として行うとともに、販路を周辺ニーズにも拡大し収益の拡大を行うものです。

(2) 設立会社の概要

- ① 商号 クラシテリノベーション株式会社 CLASSITE RENOVATION Inc.
- ② 代表者 蘆澤 文仁
- ③ 所在地 東京都新宿区笹笥町35番地
- ④ 設立年月 平成28年7月1日
- ⑤ 営業開始年月 平成28年10月（予定）
- ⑥ 事業の内容 設備工事・室内空間の装飾に関する企画、設計、施工、管理、請負、斡旋及びコンサルティング
- ⑦ 決算期 6月期
- ⑧ 資本金 20百万円
- ⑨ 株主構成 クラシテ株式会社 100%

## 貸借対照表

(平成28年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,296,310</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,301,967</b>
現金及び預金	732,664	買掛金	23,544
売掛金	90,277	未払金	248,267
営業立替金	1,354,843	未払費用	28,305
商 品	28,833	未払法人税等	155,954
仕掛品	1,273	未払消費税等	37,464
貯蔵品	826	前受金	134,227
前払費用	48,532	営業預り金	577,568
繰延税金資産	20,912	預り金	36,510
未収入金	18,037	前受収益	13,327
その他の他	1,574	賞与引当金	25,944
貸倒引当金	△1,463	役員賞与引当金	20,854
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,507,831</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>228,452</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>95,239</b>	預り保証金	10,095
建物	22,745	繰延税金負債	218,357
工具器具備品	72,494	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,530,420</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>171,960</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
商 標 権	275	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,584,236</b>
ソフトウェア	136,241	資 本 金	666,521
ソフトウェア仮勘定	34,829	資 本 剰 余 金	471,828
その他の他	614	資 本 準 備 金	413,770
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,240,630</b>	その他資本剰余金	58,057
投資有価証券	1,104,416	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,158,176</b>
関係会社株式	857,173	その他利益剰余金	2,158,176
長期貸付金	196,000	繰越利益剰余金	2,158,176
敷金及び保証金	124,828	<b>自 己 株 式</b>	<b>△712,288</b>
その他の他	3,211	評価・換算差額等	612,657
貸倒引当金	△45,000	その他有価証券評価差額金	612,657
		新株予約権	76,827
		<b>純資産合計</b>	<b>3,273,721</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,804,142</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>4,804,142</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		3,731,471
売 上 原 価		2,599,175
売 上 総 利 益		1,132,296
販売費及び一般管理費		604,258
営 業 利 益		528,037
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	16,775	
システム導入負担金	1,955	
投資事業組合運用益	1,738	
その他の	2,170	22,639
営 業 外 費 用		
支払補償費	631	631
経 常 利 益		550,046
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	68,601	
関係会社株式売却益	1,095	
新株予約権戻入益	1,938	71,635
特 別 損 失		
固定資産除却損	4,767	
関係会社株式評価損	5,140	
貸倒引当金繰入額	45,000	
災害義援金等	8,070	62,977
税 引 前 当 期 純 利 益		558,703
法人税、住民税及び事業税	233,555	
法人税等調整額	△33,032	200,522
当 期 純 利 益		358,181

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年7月1日から  
平成28年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主 資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
平成27年7月1日残高	643,150	390,399	58,057	448,457	1,905,753	1,905,753	△712,233	2,285,128
事業年度中の変動額								
新株の発行	23,370	23,370		23,370				46,741
剰余金の配当					△105,758	△105,758		△105,758
当期純利益					358,181	358,181		358,181
自己株式の取得							△55	△55
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	23,370	23,370	—	23,370	252,422	252,422	△55	299,108
平成28年6月30日残高	666,521	413,770	58,057	471,828	2,158,176	2,158,176	△712,288	2,584,236

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成27年7月1日残高	535,489	23,088	2,843,706
事業年度中の変動額			
新株の発行			46,741
剰余金の配当			△105,758
当期純利益			358,181
自己株式の取得			△55
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	77,167	53,739	130,906
事業年度中の変動額合計	77,167	53,739	430,014
平成28年6月30日残高	612,657	76,827	3,273,721

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

##### 1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### 2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日において入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### ② たな卸資産

##### 1) 商品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### 2) 仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### 3) 貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

イ 平成19年3月31日以前に取得したもの  
旧定率法

ロ 平成19年4月1日以降に取得したもの  
定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を適用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、支出時に費用処理しております。

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～8年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金   | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金   | 従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。   |
| ③ 役員賞与引当金 | 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。  |

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	税抜方式によっております。
-----------	---------------

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- |                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額             | 215,777千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次の通りであります。 |           |
| 短期金銭債権                         | 9,501千円   |
| 長期金銭債権                         | 196,000千円 |
| 短期金銭債務                         | 50,321千円  |
| 長期金銭債務                         | 10,095千円  |

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	81,775千円
仕入高	53,696千円
その他の営業取引	21,072千円
営業取引以外の取引高	6,489千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,012,148	65	—	2,012,213

(注) 普通株式の自己株式の増加65株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

## 6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	8,006千円
貸倒引当金	14,230
株式報酬費用	21,135
減価償却超過額	468
一括償却資産償却超過額	1,423
未払社会保険料否認	1,449
未払事業税	10,754
投資有価証券評価損	2,829
関係会社株式評価損	13,013
商品評価損	459
その他	1,682
繰延税金資産合計	75,453

(繰延税金負債)

労働保険料	△2,509
その他有価証券評価差額金	△270,388
繰延税金負債合計	△272,898
繰延税金負債の純額	△197,445

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これにともない、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から平成28年7月1日に開始する事業年度及び平成29年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	ダイワード株式会社	(所有) 直接 100.0	資金の借入、 役員の兼任	資金の借入 (注)1	2,193,000	短期借入金	—
関連会社	株式会社スリーS	(所有) 直接 25.0	商品の購入、 資金の貸付、 役員の兼任	商品の購入 (注)2	43,600	買掛金	23,544
				資金の貸付 (注)1	156,000	長期貸付金	196,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の借入及び貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
 2. 商品の購入価格については、市場価格を勘案して一般取引条件とおおむね同様に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 745円 02銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 84円 39銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、平成28年8月10日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

(1) 自己株式の消却を行う理由

自己株式を消却することにより、資本効率の向上を目指し、また、発行済株式総数の減少を通じて株主利益の拡大を図ることを目的に実施するものであります。

(2) 自己株式消却に関する内容

- ①消却する株式の種類 当社普通株式  
 ②消却する株式の数 1,200,000株  
 ※消却前発行済株式総数に対する割合 19.04%  
 ③消却予定日 平成28年8月31日

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 8月12日

日本社宅サービス株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 若尾 慎一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和久 友子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本社宅サービス株式会社の平成27年7月1日から平成28年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本社宅サービス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 8月12日

日本社宅サービス株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 若尾 慎一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和久 友子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本社宅サービス株式会社の平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査役会は、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保するための体制）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。財務報告に係わる内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該業務の適正を確保するための体制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 8 月15日

日本社宅サービス株式会社 監査役会

常勤監査役 碩 修身 ⑩

監 査 役 中西 康晴 ⑩

監 査 役 笹本 憲一 ⑩

(注) 監査役中西康晴及び監査役笹本憲一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期の経営視点から、「連結業績を勘案した上で、安定的かつ継続的な配当」を行うことを基本方針とし、中期経営計画において目標連結配当性向を30%以上、D O E（連結株主資本配当率）を3.5%以上としております。

この方針のもと第18期の期末配当につきましては、当社の業績並びに将来の事業環境等を総合的に勘案し、1株当たり26円から2円増配し、1株当たり28円とさせていただきます。

また、当社は平成27年9月2日に上場10周年を迎えました。つきましては、これまでご支援いただいた株主の皆様へ感謝の意を表すため、1株当たり6円の記念配当を加え、あわせて1株当たり34円とさせていただきます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金34円（普通配当28円、記念配当6円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は145,893,558円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年9月29日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社商号の英文表記を変更するため、変更案第1条（商号）に記載の通り、変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、日本社宅サービス株式会社と称し、英文では Japan Corporate Housing Service <u>Co., Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、日本社宅サービス株式会社と称し、英文では Japan Corporate Housing Service <u>Inc.</u> と表示する。

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社グループの成長戦略を着実に実行していくためとガバナンス体制の一層の強化を図るため、新任の取締役候補者3名を加えた、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位・担当	取締役会 出席状況
1	<b>再任</b> ささ あき ひろ 笹 晃 弘	代表取締役社長	14回/15回
2	<b>再任</b> いし がみ あき こ 石 上 明 子	常務取締役 BPO事業本部統括	15回/15回
3	<b>再任</b> たけ むら きよ のり 竹 村 清 紀	常務取締役 管理部門統括	15回/15回
4	<b>再任</b> たか き あきら 高 木 章	取締役 事業開発部門統括兼 マーケティング担当及び 人事担当	15回/15回
5	<b>新任</b> こ やま おさ のり 小 山 長 規	執行役員 ネットワーク運営グループ 担当	-
6	<b>新任</b> いし がみ あつ し 石 上 敦 司	執行役員 マーケティンググループ 担当	-
7	<b>新任</b> いち はら こう た ろう 市 原 康 太 郎	執行役員 情報システムグループ担当	-
8	<b>再任</b> <b>社外取締役</b> <b>独立役員</b> なが やま ひろし 長 山 宏	社外取締役	13回/15回
9	<b>再任</b> <b>社外取締役</b> <b>独立役員</b> あお ぶち まさ ゆき 青 淵 正 幸	社外取締役	10回/11回

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当 社 株式の数
1  <b>再任</b>	ささ あきひろ <b>笹 晃弘</b> (昭和38年4月22日生) 	平成11年6月 当社取締役 平成12年9月 当社専務取締役 平成13年9月 当社代表取締役専務 平成14年7月 当社代表取締役社長（現在） 平成18年9月 クラシテ(株)代表取締役社長 (現任) 平成24年7月 (株)スリーS代表取締役社長 (現任)	435,300 株
<b>取締役候補者とした理由等</b> 取締役候補者の笹晃弘氏は、クラシテ(株)、(株)スリーSの代表取締役を兼務しております。同氏を取締役候補とした理由は、平成11年入社以来、その豊富な業務経験と経営全般における知見を当社経営に活かし、事業成長・業績向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の適切な監督を行うことができること、更にこれまでの経験を活かして取締役会の機能強化に寄与できることを期待したためであります。今後も当社のグループ経営に必要不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。			
2  <b>再任</b>	いしがみ あきこ <b>石上 明子</b> (昭和48年4月2日生) 	平成11年2月 当社入社 平成16年9月 当社取締役 オペレーショングループ長 平成18年9月 当社常務取締役 オペレーション部門統括 平成23年9月 当社コーディネートグループ長 平成27年10月 当社常務取締役 BPO事業本部統括（現在）	77,400 株
<b>取締役候補者とした理由等</b> 取締役候補者の石上明子氏は、平成11年入社以来、アウトソーシング・モデルの構築やその充実・拡大をさせるための取組み及び品質向上に向けた推進に携わる等、とりわけオペレーション部門における豊富な業務経験を有しております。同氏を取締役候補者とした理由は、担当分野の事業戦略の実現を図るとともにその裾野を拡げ、グループ全体及び各事業の適切な監督を行うことができることを期待したためであります。今後も当社のグループ経営に必要不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当 社 株式の数
3  <b>再任</b>	たけむら きよのり <b>竹村 清紀</b> (昭和36年11月21日生) 	平成19年3月 当社入社 平成19年9月 当社取締役 総務人事グループ長 平成20年3月 当社取締役 経理財務グループ長 平成20年8月 クラシテ(株)取締役 平成20年12月 当社取締役 情報管理グループ長 平成21年9月 当社常務取締役 管理部門統括 (現在) 平成22年7月 クラシテ(株)常務取締役 (現任) 平成24年7月 (株)スリーS取締役 (現任)	34,900 株
<b>取締役候補者とした理由等</b> 取締役候補者の竹村清紀氏は、クラシテ(株)の常務取締役及び(株)スリーSの取締役を兼務しております。同氏を取締役候補者とした理由は、平成19年入社以来、事業会社において培った経験を基に管理部門を統括し、また子会社経営に携わる等、豊富な経験を有しており、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向け、重要事項の決定やコーポレート・ガバナンスの充実、及び中期経営計画の推進等の役割を期待したためであります。今後も当社のグループ経営に必要不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。			
4  <b>再任</b>	たか き あきら <b>高木 章</b> (昭和48年8月28日生) 	平成13年1月 当社入社 平成19年7月 当社マーケティンググループ ゼネラルマネージャー 平成20年7月 当社マーケティンググループ長 平成21年9月 当社取締役 マーケティンググループ長 平成26年9月 (株)スリーS取締役 (現任) 平成28年4月 当社取締役 事業開発部門統括 兼 マーケテ イング担当 及び 人事担当 (現在)	31,200 株
<b>取締役候補者とした理由等</b> 取締役候補者の高木章氏は、(株)スリーSの取締役を兼務しております。同氏を取締役候補者とした理由は、平成13年入社以来、マーケティングを中心に営業部門等に携わる等、事業基盤強化の実践と実績に基づき、当社グループの事業推進及び業務執行に適切な役割を果たしてきており、更に経営全般における知見を当社経営に活かすべく、管理部門強化に向けた人事マネジメントを先導していく役割を期待したためであります。今後も当社のグループ経営に必要不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当 社 株式の数
5  <b>新任</b>	こやま おさのり <b>小山 長規</b> (昭和39年 9月20日生) 	平成10年12月 当社入社 取締役営業本部長 平成11年 7月 当社取締役 加盟店運営部長 平成16年 9月 当社取締役 マーケティンググループ長 平成18年 1月 当社取締役 カスタマーサービスグループ長 平成23年10月 当社執行役員 日本社宅ネット統括 平成27年10月 当社執行役員 ネットワーク運営グループ長 (現在)	一株
<b>取締役候補者とした理由等</b> 取締役候補者の小山長規氏は、平成10年の入社以来、オペレーショングループやマーケティンググループ、ネットワーク運営グループのグループ長を歴任し、社宅管理事業全般に深く関与し事業基盤の強化に貢献してまいりました。その知見を活かし更に不動産ネットワークのフランチャイズ本部の機能を強化するとともに、顧客向けサービスの改善・改良や新たなサービス開発を主導することで既存事業の収益の拡大を図ることを期待したためであります。今後も当社のグループ経営に必要な不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。			
6  <b>新任</b>	いしがみ あつし <b>石上 敦司</b> (昭和49年 1月29日生) 	平成10年12月 当社入社 平成23年 7月 当社マーケティンググループ ゼネラルマネージャー 平成24年10月 当社カスタマーサービスグループ 長 平成27年10月 当社執行役員 マーケティンググループ長 (現在)	20,000 株
<b>取締役候補者とした理由等</b> 取締役候補者の石上敦司氏は、平成10年入社以来マーケティンググループを中心に新規顧客の開拓や既存顧客との関係強化により基盤事業の収益の維持拡大に貢献してまいりました。同氏を取締役候補に選任した理由は、当社における営業全般に対し適切な業務執行をおこなっており顧客との関係性の更なる強化と、付加価値の高いサービスの開発を主導し事業推進を行なうなど、当社の成長を支える役割を期待したためであります。今後も当社のグループ経営に必要な不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当 社 株式の数
7	いちはら こうたろう <b>市原 康太郎</b> (昭和48年2月20日生) 	平成12年4月 当社入社 平成26年10月 当社ITサービスグループ ゼネラルマネージャー 平成26年10月 当社ITサービスグループ長 平成27年10月 当社執行役員 情報システムグループ長 (現在)	一株
新任	<b>取締役候補者とした理由等</b> 取締役候補者の市原康太郎氏は、平成12年の入社以来情報システムグループを中心に、顧客向けのシステムの開発や保守を行なうとともに、当社グループ内部のシステム環境の維持・整備に携わるなど、顧客サービスの競争力強化と事業基盤の強化の双方に適切な役割を果たしてまいりました。同氏を取締役候補に選任した理由は、情報セキュリティを巡る外部環境が厳しさを増す一方で、ITサービスは進化を続けており、同氏にはその知識と経験を活かし情報システムに関連する当社グループの経営課題を推進する役割を期待したためであります。今後も当社のグループ経営に必要な不可欠であると判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当 社 株式の数
8	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>  <small>ながやま ひろし</small>  <b>長山 宏</b>  <small>(昭和31年7月9日生)</small>   </div>	<p>昭和55年4月 阪和興業(株)入社  平成3年2月 三優監査法人  平成9年2月 三優ビーディーオーコンサルテ  ィング(株) (現(株)カクシン) 取締  役  平成15年6月 同社代表取締役  平成20年11月 同社取締役  平成21年9月 同社代表取締役 (現任)  平成22年9月 当社監査役  平成26年9月 当社取締役 (現在)  平成28年4月 法政大学専門職大学院イノベー  ション・マネジメント研究科  特任講師 (現任)</p>	600株
再任	<p><b>取締役候補者とした理由等</b></p> <p>取締役候補者の長山宏氏は、社外取締役候補者であります。同氏は(株)カクシンの代表取締役社長及び法政大学専門職大学院の特任講師を兼任しております。同氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士としての豊富な専門知識と経験等を引き続き当社の経営に反映していただけるものと考え選任をお願いするものであります。なお、同氏は(株)東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たしており、(株)東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって2年であり、また社外監査役としても過去4年間務めております。</p> <p>当社は社外取締役候補者長山宏氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の取締役の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令に規定する額といたします。</li> </ul>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する 当 社 株式の数
9	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>  <small>あおぶち まさゆき</small>  <b>青淵 正幸</b>            (昭和41年12月26日生)         </div> 	<p>平成8年4月 信州短期大学経営学科 助手</p> <p>平成9年4月 信州短期大学経営学科 専任講師</p> <p>平成13年4月 信州短期大学経営情報学科 専任講師</p> <p>平成15年9月 新潟国際情報大学情報文化学部 助教授</p> <p>平成19年4月 立教大学経営学部・ビジネスデ ザイン研究科 准教授（現任）</p> <p>平成27年9月 当社取締役（現在）</p>	600株
再任	<p><b>取締役候補者とした理由等</b></p> <p>取締役候補者の青淵正幸氏は、社外取締役候補者であります。同氏は立教大学経営学部の准教授であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる企業価値評価の研究や株主価値の分析等に携わり、幅広い知識と見識を当社取締役会に反映させるとともに、社外取締役として当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に十分な役割を果たすものと考え選任をお願いするものであります。なお、同氏は(株)東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たしており、(株)東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ております。同氏の社外取締役在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって1年であります。</p> <p>当社は社外取締役候補者青淵正幸氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の取締役の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。</p> <p>・会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令に規定する額といたします。</p>		

(注). 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

〈ご参考〉当社の独立役員の「独立性」に関する判断基準

下記項目に該当する場合には、独立性があるとしない。

a. 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者

- (1) 当社の親会社、子会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、社員である者
- (2) 当社の親会社、子会社、兄弟会社の業務執行取締役、執行役、社員であった者

b. 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先、若しくはその業務執行者

- (1) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社との取引が相手先の取引（売上高、仕入高、収益）の過半数を占める取引先、その業務執行取締役、執行役、社員である者
- (2) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社との取引が相手先の取引（売上高、仕入高、収益）の過半数を占める取引先の業務執行取締役、執行役、社員であった者
- (3) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が、売上高総額又は仕入額総額の10%以上、又は上位10社に入るような取引先）、その業務執行取締役、執行役、社員である者
- (4) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が、売上高総額又は仕入額総額の10%以上、又は上位10社に入るような取引先）の業務執行取締役、執行役、社員であった者
- (5) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社の融資取引を有する金融機関の業務執行取締役、執行役、社員、若しくはそうであった者
- (6) 日本社宅ネットに参加している先、その業務執行取締役、執行役、社員、若しくはそうであった者

c. 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家

- (1) 当社若しくは当社の親会社、子会社、兄弟会社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士として年額100万円以上の金銭その他の財産を得る予定がある者、若しくは過去2年間に受けていた者
- (2) 前(1)が法人、組合等の団体の場合である場合には、当該団体に所属している者、若しくは所属していた者

d. 当該会社の主要株主

- (1) 当社の議決権総数の3分の1以上の株式を保有する株主（主要株主）、その業務執行取締役、執行役、社員である者
- (2) 当社の議決権総数の3分の1以上の株式を保有する株主（主要株主）の業務執行取締役、執行役、社員であった者

e. 最近において上記 a から d に該当していた者

- (1) 判断時点の過去1年間において、上記 a から d に該当していた者

f. 近親者

- (1) 上記 a から e に該当する者の2親等以内の親族
- (2) 当社及び子会社の取締役、マネージャー以上の社員である者の2親等以内の親族
- (3) 判断時点の過去1年間において、前(2)に該当していた者

g. 在任期間

- (1) 社外取締役又は社外監査役としての就任期間が、継続して9年間を超える者

#### **第4号議案** 取締役に対するストックオプション報酬額改定の件

当社取締役に対するストックオプション報酬額については、平成23年9月28日開催の第13期定時株主総会において、従来の取締役報酬額とは別枠にて、株式報酬型ストックオプションによる当社取締役の報酬等の額として、年額100百万円以内（うち、社外取締役分は2百万円以内）とご承認をいただいておりますが、コーポレート・ガバナンス体制強化のために社外取締役を増員したこと等諸般の事情を考慮いたしまして、株式報酬型ストックオプションによる当社取締役の報酬等の額として、年額100百万円以内との総額は維持しつつ社外取締役分を年額10百万円以内と変更させていただきたいと存じます。ただし、第5号議案が承認されることを条件として、同議案に基づき当社取締役に対する譲渡制限付株式が付与される事業年度においては、当社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションのうち、短期の賞与型インセンティブ株式報酬型ストックオプションの発行は行わないことといたします。

なお、現在の取締役は6名（うち、社外取締役2名）ですが、第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち、社外取締役2名）となります。

#### **第5号議案** 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社における役員報酬制度の見直しの一環として、当社取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内（うち、社外取締役分は10百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記金銭報酬の総額は、平成24年9月27日開催の第14期定時株主総会においてご承認をいただいております、役員賞与を含めた取締役の報酬等の額である年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）及び第4号議案にてご承認をお願いしております、取締役に対する株式報酬型ストックオプションによる報酬等の額とは別枠として、ご承認をお願いするものであります。

また、現在の取締役は6名（うち、社外取締役2名）であります。第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役の員数は9名（うち、社外取締役2名）となります。

なお、当社取締役は、本議案及び当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年150,000株以内（注）といたします。

ただし、当社が普通株式について、本議案の決議の日（以下「決議日」といいます。）以降を効力発生日とする株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合を行う場合には、当該効力発生日以降、次の算式により発行又は処分される当社の普通株式の総数を調整するものといたします。

調整後の発行又は処分株式数＝調整前の発行又は処分株式数×分割・併合の比率

（注）発行又は処分される当社の普通株式の総数は、2016年8月19日開催の取締役会において決議された株式分割（普通株式1株につき、2株の割合で分割するもの）が効力を生じる同年10月1日以降は、上記の算式に従い、年300,000株以内となります。

また、発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける当社取締役に特に有利な金額とならない範囲にて取締役会において決定されます。そ

して、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と当社取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 当該取締役は、1年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 当該取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本議案による当社取締役に対する譲渡制限付株式による報酬制度の導入と合わせて、上記と同様の譲渡制限付株式を、当社子会社の取締役（当社の取締役を兼任している者を除きます。）に対しても、発行又は処分する予定であります。

## 第6号議案 当社子会社の取締役に対しストックオプションとして 新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社子会社の取締役に対し、前号議案とは別のストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的に、当社子会社の取締役（当社と兼任している者を除く）に対して、より業績及び株主利益との連動性を一層高めるため、前号議案とは別のストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

### 2. 新株予約権の割当対象者及びその数

- (1) 割当対象者：当社子会社取締役
- (2) その総数：2名（上限）

### 3. 新株予約権の発行要項

- (1) 新株予約権の総数  
20個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式は200株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注) 2016年8月19日開催の取締役会において決議された株式分割（普通株式1株につき、2株の割合で分割するもの）が効力を生じる平成28年10月1日以降は、上記の算式に従い、新株予約権1個当たりの目的となる株式は400株に調整され、下記3.(2)に記載の新株予約権の目的となる株式の数は、当社普通株式8,000株が上限となります。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式4,000株を上限とする。  
ただし、(1)に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。
- (3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額  
金銭の払込みを要しないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 権利行使期間  
割当日の翌日から30年間とする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額
  - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
以下の①②③④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
  - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - ⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること、もしくは、当該株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) 新株予約権の行使の条件
- ① 本新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
  - ② 新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
  - ③ その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
  - ④ 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
- ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使の条件  
上記に定める行使条件に準じて決定する。
  - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(6)に定める内容に準じて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑨ 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い  
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (12) その他  
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

## 第7号議案 当社及び当社子会社の従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにより、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社の従業員の経営参画意識の向上、並びに業績及び企業価値向上への貢献意欲を高め、当社が更に優秀な人材を確保することを目的とする。

### 2. 新株予約権の割当対象者及びその数

(1) 割当対象者：当社の執行役員及び従業員並びに  
当社子会社の従業員

(2) その総数：500名（上限）

### 3. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の総数

2,500個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式は100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

(注) 2016年8月19日開催の取締役会において決議された株式分割（普通株式1株につき、2株の割合で分割するもの）が効力を生じる平成28年10月1日以降は、上記の算式に従い、新株予約権1個当たりの目的となる株式は200株に調整され、下記3.(2)に記載の新株予約権の目的となる株式の数は、当社普通株式500,000株が上限となります。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
 当社普通株式250,000株を上限とする。  
 ただし、(1)に定める株式の調整を行った場合は同様の調整を行う。
- (3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額  
 金銭の払込みを要しないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）  
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）は、次により決定される1株当たりの払込金額に(1)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。  
 1株当たりの払込み行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）とする。

ただし、当社が、当社普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{時価}} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

更に、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 権利行使期間

新株予約権の割当日の属する月の翌月の初日から2年を経過した日より起算して2年間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①②③④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該株式

について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。
- ② 本新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。
- ③ 本新株予約権者は、以下の各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
  - (ア) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
  - (イ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、禁錮以上の刑に処せられた場合
  - (ウ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の社会的信用を害する行為、その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- ④ その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
  - ⑤ 新株予約権の行使の条件  
上記に定める行使条件に準じて決定する。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(6)に定める内容に準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑧ 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い  
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に、1株に満たない端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- (12) その他  
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

以 上



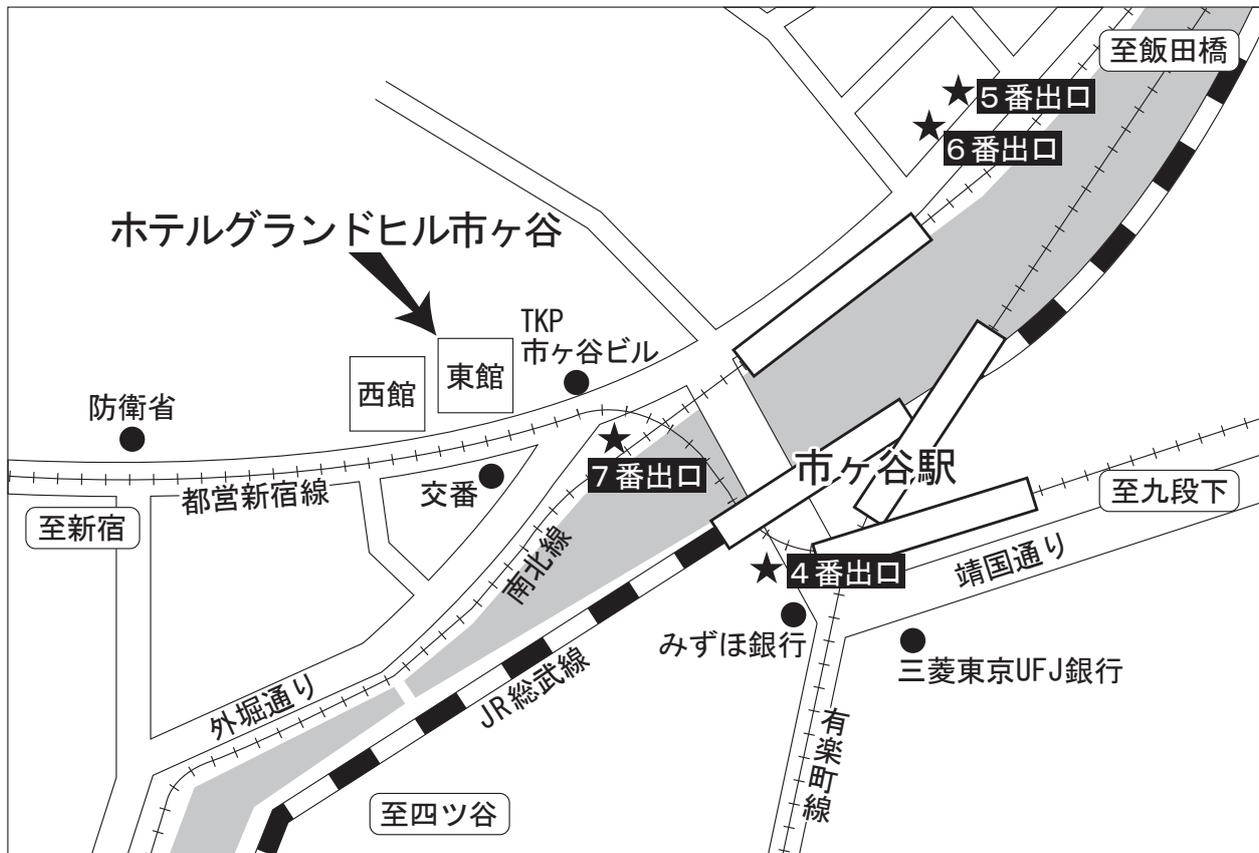
# 会場ご案内図

ホテルグランドヒル市ヶ谷 3階瑠璃の間  
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町4番1号

<株主総会に関するお問合せ先>

日本社宅サービス株式会社 総務グループ

電話番号：03-5229-8700（受付時間 平日9：30～18：30）



## ▶ 交通のご案内 ◀

- 東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」7番出口から徒歩2分
- 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」4番出口から徒歩3分
- JR総武線「市ヶ谷駅」から徒歩5分

◎ 駐車場に限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。